

令和 6 年度 天間林学童保育クラブ 利用案内

<連絡先・問合せ>

天間林児童センター

(天間林学童保育クラブ)

電話：0176-68-3310

“放課後児童健全育成事業”とは…

放課後児童（学童保育）クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、公共施設等を利用し、子どもの遊びや地域の方々との交流を通じて、子どもたちを健やかに育てることをねらいとした取り組みです。この取り組みは、国・県の補助金によって町が実施し、町が指定した指定管理者（社会福祉法人天寿園会）が運営しています。

◇ 開所日・時間

・利用期間

4月1日から3月31日まで

・利用時間

平日 13:00~18:30 ※学校の下校時間により開所時間を変更する場合があります。

〈1日保育〉

土曜日 7:30~18:00

長期休業時 7:30~18:30 (土曜日は 18:00 まで)

※9:30以降の登所となる場合は、事前のご連絡をお願いします。9:30までに登所する児童がいない場合は、閉所することもあります。

・休所日

日曜日・祝日・運動会開催日・お盆(8/13~8/15)・年末年始(12/29~1/3)ほか

◇ 利用の条件

- ・事業の趣旨から「保護者が就労等により昼間家庭にいない」ということが前提であることから、特別な理由を除き土曜日が定休日の方は土曜日の利用はできません。
※特別な理由とは、冠婚葬祭や病院受診、急な出勤など→事前に申出書の提出が必要です。
- ・求職活動も利用を認めますが、最大90日までの利用となります。※延長はできません。

◇ 利用登録時の費用

費用は利用登録決定後、集金袋をお渡しいたしますので、1週間以内にセンターへ直接お納めください。

- ・児童クラブ共済保険料 ￥1,620円(年間)
※学童保育クラブ利用中の万一の事故に備え、全児童に共済保険へ加入していただきます。
- ・天間林さくらくらぶ会費(保護者会) ￥1,000円(年間)
※保険料及び会費は、年度途中で登録解除する場合は、返金いたしません。

◇ 1日保育時に準備するもの

- ・**お弁当** 常温での保管となるので、夏場は傷まないよう保冷剤等をご利用ください。
- ・**飲み物** 昼食時・午後のおやつ時、最低2回分は必要です。
- ・**おやつ** 1回分を袋に入れて持たせてください。※ゴミ、ペットボトル等は持ち帰りです。
- ・**勉強道具** 学習の時間1人で勉強できるものをご持参ください。※筆記用具、宿題・ドリル等
- ・**服装・着替え** 外遊びができる服装でご利用ください。冬場は防寒着一式の準備をお願いします。
- ・**ハンカチ・ちり紙** ハンカチを忘れた場合は貸出しとなります。

◇ 児童の送迎について

- 防犯面から、施錠をしています。お迎えの際は、玄関内のインターホンを鳴らしてお知らせください。
- 駐車場などでの事故防止、防犯対策のため、必ず保護者が一緒に児童センターの玄関まで送迎してください。
- 子ども（兄・姉等）には送迎させないでください。
- やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、必ず保護者から職員までその旨、電話連絡をしてください。
- 児童のお迎えは、閉所時間までをお願いします。
- 習い事やスポーツ少年団等へ子どもだけで行く場合、または、保護者以外の方のお迎えがある場合は、事前に「外出・送迎に関する承諾書」を提出していただきます。また、見学や体験入部も同様に、保護者の方から事前に連絡がない場合は、送り出すことはできません。承諾書が必要な方は、児童センターへお申し出ください。

◇ 緊急時について

- けが、病気、その他緊急時は、調査票へご記入いただいた緊急連絡先（勤務先・携帯電話等）へ連絡しますので、児童センターの電話番号をご登録ください。
- 緊急連絡先（勤務先等）に変更があった場合は、速やかに児童センターへご連絡ください。

◇ 非常災害時の対応について

- 非常災害時は連絡がなくても早めのお迎えをお願いします。

		暴風／大雪の場合	地震の場合	不審者出没などの場合 Jアラートが鳴った場合
学校がある日	開所前	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所
	開所中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度5強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Jアラートが鳴った 閉所時間繰上げ
学校のない日	開所前	気象警報が発令 終日閉所	震度5強以上の地震 終日閉所	不審者が出没した Jアラートが鳴った 終日閉所
	開所中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度5強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Jアラートが鳴った 閉所時間繰上げ

◇ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などへの対応

- 感染症の対応については、原則学校と同様の対応です。
- 感染症による学級閉鎖、学年閉鎖されたクラス（学年）の児童は利用できません。また、罹患している児童の兄弟が児童センターを利用しようとする場合は、感染拡大防止の観点から利用を自粛していただく場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 学校閉鎖の場合は終日閉所となります。
- 感染症の流行状況等により、閉所する場合があります。

◇ 天間林さくらくらぶ（保護者会）について

保護者会は、在籍する親子の交流及び、会員相互の親睦をはかるための活動を目的とした団体です。

学童保育クラブに在籍するすべての児童の保護者で組織しておりますので、入会へのご理とご協力をお願いいたします。

保護者会の活動は、年会費によって成り立っています。

保護者や児童の保険料、各種交流活動等の活動費に使用しておりますが、詳しい内容については、年1回、4月に開催する総会等で決定いたします。

◇ マチコミメールについて

マチコミメールを利用し、緊急時や大事なお知らせを配信します。

利用登録決定後、登録手続きの用紙を配布しますので必ず登録をお願いいたします。

また、開封をして頂けない限り、未開封のままの配信状況になりますので開封をお願いいたします。

◇ 利用登録の申し込み

利用登録は、年間を通して受付していますが、4月（年度当初）から利用を開始する場合は、令和6年2月29日までにお申し込みください。

児童の平均利用人数が70名を大幅に超える場合は、子どもの安全性を考慮し、保護者の申請理由等によっては利用を制限しなければならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◇ その他

- 常用薬等の管理については、保護者の自己責任としますが、病気などで投薬管理等が必要な場合は、職員にお声がけください。
- 学童保育クラブに持ってきてよいものは、原則「学校に持って行ってよいもの」のみです。
- 学童保育クラブから学校へ連絡（欠席、伝言など）の預かりは行っておりません。
- 集団行動が難しい、他害行動が著しいなどの場合、学童保育利用についてご相談させていただくこともあります。

【提出する書類について】

① 全員共通（児童1人につき1枚）

「七戸町放課後児童クラブ利用登録申請書（裏面/学童保育利用に係る同意書兼調査票）」※両面記入

② 就労している方

「学童保育が必要な事由申告及び証明書」（共働きの場合は2人分必要です。）

社保の方 →保険証の写しを添付（保険者番号、記号・番号、QRコードは黒塗り）

国保の方（自営業・農業等） →必要書類*を添付

※必要書類 例）自営業 →開業届、事業所名が分かる公共料金の領収書の写し等
農業従事者 →出荷証明書、農地台帳等

・就労以外の理由で学童保育を利用する方

「学童保育が必要である事由申立書」※必要書類を添付（理由により異なります。）
用紙の必要な方は、センターへお申し出ください。

③ 提出先 天間林児童センター